

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月12日
【事業年度】	第61期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	ヒロセ電機株式会社
【英訳名】	HIROSE ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 村 達 朗
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎五丁目5番23号
【電話番号】	03（3491）5300（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 蓮 沼 英 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎五丁目5番23号
【電話番号】	03（3491）5300（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 蓮 沼 英 夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第61期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) 会社の機関の内容

(7) その他

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 会社の機関の内容

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

- ・ 当社は、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割をより円滑に果たせるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる旨を定款で定めております。

(7) その他

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

- ・ 当社は、機動的に株主への利益還元を行うため、取締役会の決議により、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款で定めております。